

平成十九年十月二十二日提出
質問第一四〇号

浄化槽の保守点検に関する質問主意書

提出者
末松義規

浄化槽の保守点検に関する質問主意書

これまで二回にわたり浄化槽の保守点検について質問してきたが、答弁はいずれも不十分なものであると受け止めている。国が業者の利益擁護に回るか、国民側に立っているかは大きな問題であることを予め申し添える。

本件は、十年間に百億円を超える金が流れており、その費用便益が適切なものであったのか真剣に検討されねばならない重要な課題である。よって浄化槽の保守点検について、以下質問する。

一 平成十五年度に岡山県、岡山市が浄化槽水質管理実施要綱において、浄化槽の保守点検回数を年十二回と定めた際、岡山県及び岡山市担当者より、要綱の内容について相談等はなかったか。また、その時どのようなように答えたか。

二 岡山県下一円一律年十二回保守点検回数と定めた浄化槽水質管理実施要綱の内容について、指導・監督責任者として、内容を検証したことはあるか。また、検証する必要性についての議論はなかったか。さらに、「(法定点検一回に加え)年三回の保守点検でよい浄化槽を十二回行わなければならない必要性と作業内容を詳細に説明することは出来ないと考える。」との意見もあるが、十二回点検の必要性を具体例で

説明願いたい。

三 (法定点検一回に加え) 年三回の保守点検回数でよいとされる浄化槽の使用者より、年十二回の保守点検回数について、必要性、作業内容の説明を求められた場合、国としての回答を伺いたい。

四 保守点検の技術上の基準を踏まえた必要作業時間は、小型合併浄化槽で一基当たり何分必要と考えるか。

五 岡山市内だけで当該年に本来必要と思われる四回の点検以外の保守点検にかかった費用は、十年間で百億円以上である。岡山県全域では三百億円以上となる。このような膨大な費用を市民に負担させることは問題があると考えるが如何か。

岡山市 七九六九三基×一九八〇円×八回×十年＝一二六億二二三七万円

岡山県 二〇四〇二四基×一九八〇円×八回×十年＝三二三億一七四〇万円

六 環境省は、岡山県下一円一律に十二回の保守点検を要綱により義務付ける必要性には無理があると承知しながら、未だ適正な指導をしないという姿勢は、行政の軸足が本来市民・国民側に立つのが当然であるにもかかわらず、業者側の利益擁護に配慮しすぎているのではないかとの見方がある。この見解に対する

環境省の立場如何。

右質問する。